

第2章 介護保険運営委員会

(設置)

第2条 介護保険の運営が円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、鳩山町介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が任命する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 介護保険事業者を代表する者

- 2 町長は、前項第1号の委員を任命するに当たっては、町民各層の幅広い意見が反映されるよう公募その他の適切な方法によって選任しなければならない。
- 3 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に、会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、規則で定める。